

View

● 単位民児協会長のための情報誌

No.236
令和7年7月号

特集

民生委員本来の役割に注力できる
環境づくりを考える

連載

information

マンネリ打破！ 参加したくなる定例会への試み
～わが民児協の取り組み～

- ・令和6年度 全民児連事業報告および決算
- ・令和6年度 全国民生委員 互助共励事業実績および決算報告
- ・令和8年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望の提出
- ・総務省「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査」の結果公表とその後の対応

全民児連の動き

・民生委員・児童委員活動保険について

本誌は、全国民生委員児童委員連合会より、民児協活動の充実に向け、全国の単位民生委員児童委員協議会会長に向けて発行している情報誌です（無償）。3部をお送りしており、1部は会長用として、他の2部は単位民児協副会長にご覧いただく等によりご活用ください。
(市区町村民児協事務局にもお送りしております)

民生委員本来の役割に注力できる 環境づくりを考える

地域生活課題が複雑化・複合化し、各種福祉施策が身近な地域での展開を指向するなか、民生委員・児童委員（以下、民生委員）への期待が高まっています。こうした期待に応えるためにも地域のつなぎ役である民生委員の特性を活かした本来の役割に注力であります。活動の負担軽減などの環境整備をすすめていくことが求められます。

本特集では、各民児協で活動内容の見直しを検討する際の参考として、特に行政・協・他団体から協力依頼のあつた活動のうち、民生委員が担う必要性の低いものの見直しや、業務の進め方などの見直しについて、現状のデータと実践事例などを紹介します。

1. 委員活動と業務負担の現状等

（1）委員活動を取り巻く状況

急速な人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、単身世帯の増加、地域のつなぎの希薄化など、社会構造が大きく変容するなかで、民生委員には育児、介護、障がい、貧困、ひきこもり、孤独・孤立など複雑化する多様な課題への対応やこれらが複合的に絡み合った困難を抱える個人・世帯への支援が期待されています。

また、定年の延長や再雇用、共働き世帯の増加は、民生委員のなりて確保に影響を与えています。厚生労働省は、令和5年地方分権提案で検討が求められた、なりての

すそ野を広げるための選任要件の見直し（具体的には居住要件の緩和）を検討するため、令和6年に「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（以下、検討会）」を開催しました。検討会に参加した全民児連からは、居住要件の変更を前提とした検討会の運営は適切ではないこと、欠員は選任要件ではなく、各自治体での選任の手順・方法・取り組みといった運営上の問題であることなどを指摘しました。

同年12月に公表された検討会の「議論の整理」では、構成員から次のような意見がとりあげられ、担い手確保策について引き続き検討をすすめるべきであると提言されました。

〈構成員からの担い手確保に関する意見〉

- 多様な推薦母体の開拓、確保
- 推薦プロセスの各段階における行政機関の主体的関与

- 企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備
- 高齢者世帯や単身世帯の増加を踏まえた定数基準の見直し
- 実態に見合った適切な活動費の確保

- 業務負担軽減と活動環境の整備推進・協力員や福祉推進員などの民生委員活動をサポートする者の配置の推進
- ・業務の棚卸し（民生委員が本来行うべき業務、民生委員でなければ行えない業務の整理）
- ・業務省力化に資するICT機器の導入や、操作方法に関する十分なフォローアップ
- など

業務負担軽減と活動環境の整備推進は、委嘱された民生委員に長く活動を続けてもらうために必要不可欠といえます。そこでまずはじめに、過去に実施した調査などから民生委員の活動環境の現状を概観します。

**表1：民生委員候補者探しにおいて課題と感じていたこと
(上位10件、複数回答)**

順位	項目	割合
1	高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい	87.3%
2	地域が高齢化して適任者を探しにくい	78.9%
3	仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い	73.8%
4	適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない	67.2%
5	民生委員の役割・業務内容が負担である	64.0%
6	民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい	61.5%
7	民生委員の業務量が多く負担である	59.1%
8	年齢要件がある	58.2%
9	民生委員の制度や活動内容が知られておらず、自治会・町内会の理解を得にくい	48.4%
10	市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい	48.4%

(2)負担軽減が求められる現状
本会が実施した法定単位民生委員児童委員協議会活動実態調査2024（以下、実態調査）の設問「民生委員候補者探しにおいての課題」では、5位「民生委員候補者探しにおける課題」では、「民生委員の役割・業務内容が負担である」、6位「民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい」、7位「民生委員の業務量が多く負担である」がそれぞれ約6割と比較的高い割合を占めています。

表2：委員活動上の課題と候補者探しの課題の関係性

項目	課題と感じている割合 (複数回答)	関係が深い項目(●)		
		役割・業務内容が負担	住民の理解が得にくい	業務量が多く負担
委員のなりての確保	84.9%	●	●	●
支援に必要な個人・世帯の情報が提供されない	39.8%	●		●
住民から正しく理解されていない（給料をもらっている、なんでもやってくれる等の誤解）	34.2%	●	●	●
会議や研修などに参加する機会が多い	31.3%	●		●
担当の世帯数が多い	18.2%	●		●
配布物や調査など、行政からの協力依頼事項が多い	14.5%	●		●
行政等への協力範囲が広い（福祉だけでなく教育や保健分野へのかかわりなど）	13.8%	●		●
担当の地域が広い（移動に時間や費用かかる）	8.6%	●		●
配布物や調査など、社協からの協力依頼事項が多い	7.7%	●		●
配布物や調査など、その他の関係機関からの協力依頼事項が多い	7.7%	●		●
援助が困難な場合のつなぎ先がよくわからない	7.2%	●		●
その他	5.7%			
とくになし	2.1%			

このことから、民生委員の新しいなりてを探したり、新任委員に長く活動を継続してもらうために、環境整備や負担軽減のニーズがあることが読み取れます。
「民生委員候補者探しにおいての課題」を実態調査の別項目「委員活動上の課題」の回答にあてはめたのが表2です。

表3：委員活動の負担の種類

③精神的負担	②経済的負担	①量的負担
不安など精神的な負担 (例) 土日・祝日や夜間にも寄せられる相談や依頼への対応、制度的な対応が困難な要望や相談への対応、災害時の活動への	(例) 訪問活動に伴うガソリン代、通信費をはじめ、全国・県・市町村民児協会費、活動保険料など、実費弁償費（委員活動費）を超える活動に伴う費用負担	(例) 担当世帯数の多さ、各種の「充て職」に伴う諸会議への参加、行政や社協からの種々の住民への情報提供、調査・確認、行事への参加・協力、定期例会・研修会への参加など、活動の量的な面での負担

特に、5位「民生委員の役割・業務内容が負担である」と7位「民生委員の業務量が多く負担である」は、委員活動上のさまざまな課題と関係が深いと考えられます。こうした委員活動上の負担は、その種類によって、①量的負担、②経済的負担、③精神的負担の3つに大きく分けて捉えることができ、それぞれの負担の軽減を図ることが求められます（表3）。

(3) 民生委員活動の実態からみえること

民生委員活動の実態を示す福祉行政報告例について、令和5年度と10年前の平成25年度の実績を比較すると、民生委員活動を取り巻く環境の変化がみてきます。

相談・支援内容をみると、「子どもの地域生活」「生活環境」「日常的な支援」「その他」の割合が増加しています（表4）。

表4：相談・支援内容のうち、割合が増加している項目

項目	2013 (平成25) 年度	2023 (令和5) 年度
子どもの地域生活	8.8%	9.4%
生活環境	4.4%	5.0%
日常的な支援	24.3%	25.5%
その他	<u>24.2%</u>	<u>29.3%</u>

このうち、「その他」の増加率が一番高い（5・1%）要因の一つとして、従来の相談内容では分類できない相談が増えていることも、その一因となっている可能性が考えられます。こうした相談には、複雑化・複合化した地域課題の存在も考えられ、対応にあたって、関係機関との連絡・調整を含めた連携などの負担も増えていることが推察されます。

表5：受けた依頼事項に対する負担感

依頼先	大変 負担である A	少し 負担である B	負担と感じて いる割合 A+B
行政の災害担当部局	12.3%	32.8%	45.1%
行政の教育担当部局	5.4%	25.1%	30.5%
行政の福祉(子ども、障がい、高齢など)部局	8.1%	31.3%	39.4%
福祉事務所	7.2%	27.5%	34.7%
地域包括支援センター	7.3%	19.5%	26.8%
上記以外の行政部局	7.2%	26.1%	33.3%
市区町村社会福祉協議会	8.6%	27.5%	36.1%
地区社会福祉協議会	10.6%	26.1%	36.7%
警察	5.2%	16.7%	21.9%
消防	5.3%	20.6%	25.9%
保健所・保健センター	4.2%	19.7%	23.9%
自治会・町内会	8.4%	26.1%	34.5%
選挙管理委員会	13.2%	24.8%	38.0%
社会福祉施設・事業所	3.8%	19.3%	23.1%
幼稚園・保育所・認定こども園、小中高校、大学	4.3%	20.5%	24.8%
消費生活センター	1.7%	10.9%	12.6%

本会の実態調査において、行政などから協力依頼について断つたことがあるかどうかを尋ねたところ、断った割合は0・3・5・1%と、どの関係機関に対しても協力依頼があれば民生委員が断る可能性は低いという結果が出ています。

一方で、表5、6のとおり、依頼を断らず協力しているもののなかには、民生委員が依頼されるべきものなのかどうか不明なものをふくめ、負担になっているものがある状況が見てとれます。

表6：表5で「大変負担である」依頼事項のうち「委員活動に関係がない」と感じている割合

依頼先	割合
行政の災害担当部局	11.3%
行政の教育担当部局	20.9%
行政の福祉(子ども、障がい、高齢など)部局	27.6%
福祉事務所	25.5%
地域包括支援センター	15.5%
上記以外の行政部局	54.2%
市区町村社会福祉協議会	17.6%
地区社会福祉協議会	17.9%
警察	25.8%
消防	31.7%
保健所・保健センター	17.0%
自治会・町内会	24.2%
選挙管理委員会	87.5%
社会福祉施設・事業所	31.7%
幼稚園・保育所・認定こども園、小中高校、大学	8.4%
消費生活センター	14.3%

2. 業務負担軽減と活動環境の整備推進に必要な取り組み

業務負担軽減と活動環境の整備推進については、行政などの関係者とともに民児協として次のような取り組みを検討していく必要があります。

(1) 量的負担への対応

① 担当世帯数の多さ

実態調査では、担当区域の見直しを実施した、もしくは検討した民児協は47・4%ありました。担当区域の割り当てに無理はないのか民児協として確認し、必要に応じて担当区域の見直しや、協力員制度など民生委員の活動を支える仕組みの導入を行政

と交渉していくことが求められます。

②「充て職」に伴う諸会議への参加

③行政や社協からの協力要請

いずれも、依頼事項に対する必要性を再検討していくことが重要です。依頼が多すぎ場合には優先順位をつけることも求められます。民生委員への依頼事項を民児協組織として対応することも重要です。例えば、依頼の窓口は委員個人ではなく民児協に統一することを徹底して、組織として回答することが考えられます。

〈証明事務に関する見直し〉

令和5年地方分権提案において、生活福祉資金（福祉資金および教育支援資金）借入申込について、民生委員調査書の廃止が求められ、「民生委員は社会福祉協議会から要請があつた場合で、協力が可能なとき調査書の作成・提出を行うこととする」として、負担軽減の観点から必要な場合に重点化・柔軟化するなどの見直しが行われました。

調査書の作成・提出が廃止されなかつた理由は、委員活動の負担軽減を図りつつも、地域での担当民生委員などによる補助的な関与やつながりを通じて貸付と相談支援を一体的に行うことの意義をふまえたものであり、関連通知にもそのことが示されています。

民生委員への依頼事項の量や内容の検証を行い、必要な見直しを働きかけていく際に、民生委員に真に期待される役割を果たしています。この結果をうけて、厚生労働省は4月23日に事務連絡を発出して、民生委員による証明事務の廃止や運用の見直しについて、積極的な検討を地方公共団体に促しています。こうした動きは、民生委員の負担軽減に向けて各自治体に見直しを求めていくうえでの重要な後押しとなります。

〈生活福祉資金調査書に関する見直し〉

令和5年地方分権提案において、生活福祉資金（福祉資金および教育支援資金）借入申込について、民生委員調査書の廃止が求められ、「民生委員は社会福祉協議会から要請があつた場合で、協力が可能なとき調査書の作成・提出を行うこととする」として、負担軽減の観点から必要な場合に重点化・柔軟化するなどの見直しが行われました。

調査書の作成・提出が廃止されなかつた理由は、委員活動の負担軽減を図りつつも、地域での担当民生委員などによる補助的な関与やつながりを通じて貸付と相談支援を一体的に行うことの意義をふまえたものであり、関連通知にもそのことが示されています。

(2)経済的負担への対応

活動に伴い発生する費用は、本来全額実費弁償費（委員活動費）として補填されるべきものです。物価高騰の影響によつて、自己負担が発生している状況であれば、すみやかに行政と交渉して適正な活動費の支給を要請する必要があります。そのためには、委員個々の状況を民児協として把握し、根拠となる情報やデータを整理しておくことが重要となります。

(3)精神的負担への対応

①土日・祝日や夜間の相談などへの対応
地域住民からいつ相談があるかわからぬい、相談があれば対応が迫られる民生委員にとって、土日・祝日などで行政や専門機関に連絡がとれず対応に苦慮するような状況は大きな精神的負担となります。土日・祝日ふくめ、部署横断で民生委員からの相

働いている方などそれぞれの民生委員の事情をふまえつつ、参加しやすい日時や所要時間の調整、オンラインの活用（オンライン配信、録画配信）など、参加しやすい環境づくりを進めることが求められます。

欠席委員への支援（議事録の作成、参加委員による口頭での補足説明）を行うなど、欠席した委員が次の定例会に不安なく参加できるような配慮も重要です。

④定例会・研修会への参加

定例会や研修会は、民生委員が活動するうえで必要な情報を得たり、民生委員が情報交換を行うことができる場です。その意義を各民生委員に充分に伝えるとともに、

談に対応できる体制を作っている行政もあります。

行政と交渉して民生委員からの相談に隨時対応できる窓口を設置するよう求めたり、基本的な対応に関するマニュアルを整備するなどの取り組みが考えられます。また、民生委員が一人で悩まないようにするための支援（先輩委員によるペア制やコーチ制の導入、定例会などを活用した相談しやすい仲間づくり）を行っていくことも考えられます。

②制度的な対応が困難な要望や相談への対応

住民の生活課題が複雑化・多様化するなかでどのように対応すればよいか民生委員が悩む場面が増えています。そのため、一人で悩まないですむ環境を整備していくことが重要となります。困った時の相談先を整理して共有しておくことや、定例会で対応方法を検討することはそのような負担の軽減につながると考えられます。

また、困つたらなんでも民生委員が対応してくれるという誤解により、本来民生委員が担うべきではない事項についても対応が求められることが少なくありません。そのような状況を改善するためにも各種要望などへのつなぎ先を整理して共有しておくことも必要と考えられます。

③災害時の活動への不安

災害発生時は、民生委員も被災者となります。自分自身と家族の安全確保を最優先に対処しつつ、委員活動をどう展開していくのか、民児協としてどう支援・フォローしていくかを平時から考えて共有しておくことが重要となります。

※全民児連「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の發揮」参照

3. 活動環境の整備に向けた取り組み

紹介（静岡市）

①実施経緯

静岡市は令和5年5月、地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしていく民生委員をはじめとする地域福祉の担い手が、住民の抱える課題の複雑化・多様化に伴いその活動が多岐に渡っている現状をふまえ、今後もその力を十分に發揮できるよう、活動環境の整備の推進方策を検討することを目的とした「静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会」を設置しました。

令和4年12月の一斉改選時に、民生委員を対象に行つたアンケート調査の結果や地域社会の現状をふまえて課題を整理し、今

後の民生委員の活動を支援するための具体策を次の4つに分類して令和6年3月にとりまとめています。

①活動の量・幅広さへの対応策（業務の再検討・簡素化・効率化）

②活動の分かりにくさや不安からくる精神的負担への対応策（活動のサポート・明確化）

③活動のしやすい環境づくり（周知広報等）

④その他（官民連携）

②具体的な取り組み

とりまとめた具体策に基づく取り組みの一部を紹介いたします。

【依頼事項の要旨フォーマットの作成】

民生委員に対して市や市社協などが協力依頼を行う際の「要旨フォーマット」を作成して、使用を開始しています。

これまでには、依頼事項がある場合、依頼者は民児協の三役会や理事会で関係資料を用いて口頭で説明し、依頼内容によつては各地区の定例会で会長が民生委員に周知していましたが、民生委員に何を求めているか不明確な場合があり、依頼事項が多いという印象につながっていました。

「要旨フォーマット」には、依頼したい

ことを記入する欄を設けており、これを用いて説明することで民生委員が求められることを理解しやすくなり、活動のしやすさにつなげていくことを意識しています。依頼者にとつても「要旨フォーマット」を作成することで、その依頼が本当に民生委員に依頼する内容であるかを確認する機会になり、不要な依頼を整理できて依頼件数の削減につなげることができます。

【オンライン研修の導入、研修の再編】

研修について、オンライン研修の導入を開始しています。これまで、会場での研修参加のみとしていましたが、後日アーカイブ配信されるオンライン映像を視聴する方法を追加し、一部研修について参加方法が選択できるようになりました。

参加方法の選択肢を増やすことによって研修に対する負担を減らすことを意識しています。

また、研修の数についても、目的が似通っている研修の統合を行い、2025(2027)年度を対象とする「静岡市民生委員・児童委員人材育成ビジョン」を策定することで、民生委員の経験年数に合わせた研修の企画・受講など、民生委員の研修を体系的に再構築することで、研修内容の最適化をはかっています。

くわえて、活動中に不安を抱きやすい個人情報の取り扱いや守秘義務をテーマにした研修を導入しています。日々の活動のかで抱く疑問を解消できる内容、実践に活かすことができる内容とすることを意識しています。正しい知識を身につけていたただくことによって、関係機関との連携も後押ししていきたいと考えています。

【民生委員活動の明確化】

高齢者実態調査や避難行動要支援者名簿の取扱いを含めて『民生委員・児童委員活動の手引き』を改訂する予定です。この改訂では、民生委員の活動内容を具体的かつ分かりやすく整理し、委員が「すべての分野で支援を背負わなければならない」という過度な心理的負担を軽減することをめざします。民生委員は高齢者・障がい者・子どもなど幅広い領域で協力機関として位置づけられていますが、「見守り」と「専門機関へのつなぎ」という本来の役割を超えて、日常的な支援まで依頼できる存在だと誤解されがちです。そこで、活動範囲と役割を明確に示すことで、民生委員が安心して活動できる環境を整備していきます。

【活動周知チラシの作成】

民生委員の活動を住民に分かりやすく伝えられるよう、『民生委員・児童委員の活動

紹介』パンフレットを新たに作成しました。

内容はQ&A方式で「民生委員って何をするの?」など素朴な疑問に答えるほか、高齢者等の見守りや訪問活動などの実例を個人情報を除いて掲載し、活動の具体像を臨場感豊かに示しています。

地区民児協会長と自治会・町内会長に配布し、また、市ホームページにも公開することで、地域住民がいつでも閲覧できる環境を整備しました。

パンフレットはそのまま使用することができますが、一般的なオフィスソフトを使用し、記事をブロック別に配置することで、各地区民児協において写真や文章を自由に差し替えることができます。民生委員の活動は地域により特色があるため、各地域が独自の取組などを盛り込み「地域版パンフレット」として発信できるよう設計し、住民にとってより身近な情報提供を可能にしています。

特に、令和7年は民生委員一斉改選の年であるため、地域説明会にも活用され、住民理解と担い手確保に役立てられています。

検討会の報告書は以下より閲覧いただけます。



静岡市 HP

マンネリ打破！参加したくなる定例会への試み ～わが民児協の取り組み～

定例会はどの民児協でも行われていますが、内容や方法はさまざまです。活動内容や地域課題の共有、実践の振り返りや悩みの相談、今後の対応や取り組みの協議、学習活動、連携促進など、定例会を組織や活動の充実につなげるさまざまな実践が行われています。本年度連載（全4回）では、そうした各地での定例会の運営上の工夫を紹介します。

長野県 長野市更北地区民生委員児童委員協議会 会長 原 丈夫



1. 更北地区と民児協の概要

長野市の南部に位置し、かつて「川中島の戦い」の地であつた更北（こうほく）地区は、平成10（1998）年の長野冬季オリンピックを機に、広大な田畠が宅地や道路に整備され、急激に人口が増えた地区です。現在の人口は3万3284人、世帯数は1万4450世帯（令和7年5月1日時点）です。

更北地区民生委員児童委員協議会（以下、更北地区民児協）は、4つの地区で構成されており、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の現員数は56人（うち、3人が主任児童委員）です。

2. 定例会での試み

私自身は民生委員が12年目、会長は6年目になりますが、民生委員活動は出会いと交流を通じた「学びの場」であり、「自分を成長させせる場」であると考えます。そして、「楽しく記憶に残る活動をしたい」とつねに考えており、定例会の運営においてもその考え方を反

【委員構成】

	民生委員	主任児童委員
1期目	39人	3人
2期目	8人	0人
3期目	4人	0人
4期目	1人	0人
5期目	0人	0人
6期目	1人	0人
合計	53人	3人

③委員同士が会話できる場を用意

定例会の第2部では、4つの地区ごとに分かれて話しあう「地区会」を行っており、進め方や内容はそれぞれの地区会長に任せています。

第2部のねらいは、小集団で民生委員同士がしつかり会話することです。私が所属する

映させるようにしています。

①定例会の雰囲気を変える

更北地区民児協では、輪番制の地区が多く1期目の民生委員の割合が高いため、委員が質問しづらい雰囲気にならないよう会長ではなく副会長が司会進行を行い、誰もが質問しやすい雰囲気づくりに努めてもらっています。会長は、質問への回答を行う役割を担います。

②小中学校との連携の強化

定例会は2部構成にしています。第一部では、私が会長になる前から行政や地域包括支援センターなどの職員が毎月出席していて、ケース会議の際に助言をもらっています。

令和6（2024）年度は、更北地区内にある4つの小学校と2つの中学校の校長先生に毎月交代で参加してもらっています。学校側に民生委員や主任児童委員の活動を知つてもらい、私たちも学校の取り組みを知ることで、学校と連携がしやすい環境づくりを進めています。

地区会には23人の民生委員がおり、毎回5～6人のグループに分かれてフリートークングの時間を設定しています。民生委員活動に関する内容の時もあれば、自身の趣味について話をすることもあります。

フリートークングは、第1部の定例会でも年に数回行うようにしています。広い地域での民生委員同士が会話を通じてお互いを知ることは、委員活動で嬉しかったことを共有できたり、困った時に相談できる人が増えたりすることが活動の原動力につながると考えています。

④アンケート実施と定例会への反映

一斉改選から半年ほど民生委員活動を行つた頃、民生委員への無記名のアンケート調査を実施しました（令和2年・5年に実施）。アンケートは、新任委員が「民生委員活動をどう感じているのか」や、経験年数を問わず委員が「困っていること」「疑問に思つてのこと」を把握して、民児協運営に活かすことが目的です。

定例会では、寄せられた回答への「説明と今後の対応」を書面で配布するとともに、できるものから改善・対応するようにしています。寄せられた回答は、私自身も勉強になることが多いと感じています。

⑤その他
「楽しく記憶に残る活動」を意識して、定

例会や部会のなかでパラリンピックの競技にもなったボッチャ体験や障がいのある方によるミニコンサート、振付師を呼んだダンス体験などのイベントを行うこともあります。

また、更北地区民児協の事業計画をより身近に考えてもらえるよう、年度の月間活動計画を隣りに並べて掲載し、一目でわかる紙にして配布しています。



①定例会の様子（第1部）



②定例会の様子（フリートークング）

【定例会基本情報】

①開催数

毎月1回（第2木曜日）

②定例会の構成

【第1部】（2時間程度）

↓民生委員の歌斎唱、会長挨拶、関係機関からの連絡事項・ケーブル会議、民児協からの確認・連絡事項、部会・委員会報告、配布物の説明、その他、（不定期）フリートークングやイベントの実施

【第2部】（基本30分程度）

↓4地区に分かれての地区会
③民生委員以外の参加者

【毎月参加】

↓市福祉政策課、保健センター、市社会福祉協議会、地域包括支援センターや、住民自治協議会、地区内

の小・中学校

【不定期参加】

↓配布物がある場合（警察など）

④定例会進行に関する申し合わせ事項
他の委員の話はしつかり聞き、批判はしない

⑤その他
定例会などでのダンス体験

の様子（動画↓）



令和6年度 全民児連事業報告および決算

6月2日(木)に開催した「令和7年度第1回全国民生委員児童委員連合会評議員会」で承認された令和6年度事業報告および決算を報告します。

【令和6年度全民児連 事業報告】

令和6（2024）年度は、(1)活動環境の整備と委員活動への包括支援・改善、(2)子ども家庭政策の課題と児童委員、主任児童委員の連携・活動強化について、(3)『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりの推進、(4)災害への備えと被災地民児協支援の4つの重点に基づき事業を行いました。

1. 重点事業（抜粋）

- (1)活動環境の整備と委員活動への包括支援・改善
 - ・厚生労働省「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」に参画し、居住要件の緩和により委員活動の本質が変容することへの懸念を表明。最終報告に本会の意見がおおむね反映された

(2)こども家庭政策の課題と児童委員、主任児童委員の連携・活動強化について

- ・「主任児童委員制度創設30周年を迎えた制度・活動の振り返りと今後の活動推進について（中間報告）」の周知と
 - ・いわゆる「2025年問題」についての実態把握、機関紙編集委員会における企画立案への情報共有などの実施

(3)「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進

- ・いわゆる「2025年問題」についての実態把握、機関紙編集委員会における企画立案への情報共有などの実施
 - ・「孤独・孤立対策強化月間」における全国キャンペーンの浸透、推進に向けて老人クラブ連合会、全社協（社協）、
 - ・令和7年度の全国キャンペーン実施に向けて、都道府県・指定都市民児協に対して官民連携プラットフォームへの加入や対策強化月間の取り組み登録、関係機関との連携の再確認の呼びかけ
- ・令和7（2025）年12月の一斉改選に向けたなりて確保のため、都道府県・指定都市および市町村段階の民児協としての取り組み推進の呼びかけ依頼と、こども家庭庁によるこども家

庭政策の展開についての継続的な情報収集、必要に応じた対応の実施

・こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、全民児連による三者協議の開催（令和7年1月16日）

(4) 災害への備えと被災地民児協支援

・大規模災害被災地の民児協への訪問・

聞き取りなどから把握した課題や、評議員セミナーでの評議員による協議内

容をもとにした、『災害発生時・発災

後における委員の支援・フォローの実

施に向けた民児協組織の機能・役割の

発揮』の作成

・長期的な復旧・復興支援にあたつてい

る被災地民児協の支援と風化防止の継

続的な取り組みの実施

2. 各部会の取り組み（抜粋）

(1) 総務部会

① 第93回全国民生委員児童委員大会（宮

崎県）の開催

【日時】令和6年11月20日～21日

【参加人数】2739人

② 持続可能な全国大会のあり方の検討

・全国大会を全都道府県・指定都市で開

催可能なものとするための検討と整理

③ 制度創設110周年を見据えた検討

・中長期的視点からの組織体制を含めた

意思決定のあり方や、財政健全化の検討と具体化

・「民生委員制度創設110周年記念事

業企画推進委員会」の開催。制度創設110周年記念事業の基本方針や事業項目などについての検討

- ④ 「被災地民児協支援金」などによる災害被災地への支援
- ・「義援金」などとの混同を避けるための名称変更（「支援募金」→「支援金」）
- ・被災地民児協支援金の支給
- ・計675万円（6災害9県市民児協）
- ・ヒアリング・現地视察 3県市

(2) 地域福祉推進部会

- ① 民生委員・児童委員活動の環境整備
- ・全社協福祉懇談会などでの要望書の提出

- ・厚生労働省「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」への対応
- ・活動記録の見直しのための作業委員会の設置。分類表1・2に記載される例示と具体例の更新

- ・厚生労働省「民生委員・児童委員の日・活動強化週間」の普及啓発

- ・社会的認知を高め、関心を広げるための情報提供

- ・民生委員・児童委員の日・活動強化週間の各地の取り組みの発信（全民児連ホームページへの掲載、厚労省プレスリリースへの発信）など

- ・広報支援ツールの提供やPRグッズの頒布

- ・WEBやラジオ、新聞折り込みチラシによる、民生委員・児童委員活動のや

- ・「民生委員制度創設110周年活動強化方策」策定方法の解説動画の作成
- ・「民生委員制度創設110周年記念事

(3) 児童委員活動推進部会

- ① こども家庭庁発足後の対応など
- ・制度創設30年を経た主任児童委員さ

- らなる活動推進に向けて（最終報告）
- のとりまとめなど

- ③ 全国児童委員・主任児童委員活動研修会の実施

- 【日時】令和6年8月22日～23日
- ・【参加人数】延べ477人（内訳：対面152名、オンライン325名）

(4) 広報・研修部会

- ① 委員活動推進のための環境整備
- ・機関紙『ひろば』情報誌『View』の定期発行による委員活動推進のための情報提供

- ・社会的認知を高め、関心を広げるための情報提供

- ・民生委員・児童委員の日・活動強化週間の各地の取り組みの発信（全民児連

- ・ホーメページへの掲載、厚労省プレスリリースへの発信）など

- ・広報支援ツールの提供やPRグッズの

- ・WEBやラジオ、新聞折り込みチラシによる、民生委員・児童委員活動のや

- ・「民生委員制度創設110周年記念事
- りがいや魅力の周知

- ・新任候補者向け説明用パンフレットのリニューアル
- ③研修実施方法の決定
 - ・オンライン併用方式の導入（令和6年度 全国児童委員・主任児童委員活動研修会）
- ④評議員セミナーの実施
 - 【日時】令和6年9月27日
 - 【参加人数】62名
- ⑤リーダー研修会の実施
 - 【日時】令和6年10月17日～18日
 - 【参加人数】154人
- ⑥全国民生委員指導者研修会（第34回民生委員大学の実施）
 - 【日時】令和7年2月5日～7日
 - 【参加人数】106人

令和6年度全民児連 決算の概要

【一般会計】

- 収入1億9,326万8,706円、支出は1億8,495万6,953円となり内訳は以下のとおり。

収入		支出	
1億9,326万8,706円		1億8,495万6,953円	
<内訳>		<内訳>	
会費収入	84.3%	人件費	19.9%
参加費収入	7.0%	事務費	16.1%
頒布収入	6.9%	事業費（大会除く）	30.1%
その他の収入	1.1%	全国大会費	21.2%
特別事業資金会計取崩	0.6%	販売原価支出	3.2%
		分担金、助成金、負担金	3.4%
		その他支出	0.04%
		補助事業会計繰入	0.6%
		特別事業繰入	5.4%

* 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

【特別事業会計①（特別事業資金事業）】

- 不測の事態により分担金収入が見込めない場合などに備えた「運営資金積立事業」と、110周年記念事業等に向けた「特別事業資金事業」により構成している。
- 一般会計から110周年記念事業等に向けた積立金1,000万円を「特別事業資金」に繰り入れた。
- 110周年記念事業の準備を開始したため、発生費用121万5,392円を一般会計へ繰り入れた。

【特別事業会計②（被災地民児協支援金）】

- 令和6年度は1,431万6,294円の募金が集まった。運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費などの助成および被災委員への見舞金などを実施した。（令和6年度に災害救助法が適用された市町村が属する延べ9県・市民児協への一次支援金および被災委員への見舞金など、計675万円を送金した。）
- 残金はすべて次年度に繰り越す。

アンケートによる人権課題に対する取り組みの集約。各都道府県・指定都市民児協へのフィードバック

- (3) 表彰審査委員会
- ①各種表彰の被表彰者の決定

(4) 公務審査委員会

- ②退任委員への表彰の実施
- ①委員活動中に起因する死亡、傷害、疾病にかかる公務給付審査の実施

令和6年度 全国民生委員 互助共励事業実績

および決算報告

6月2日に開催した「令和7年度第1回全国民生委員互助共励事業運営委員会」で承認された令和6年度事業報告および決算を報告します。

- 互助事業の実施**
- 民生委員・児童委員の活動中の事故などに対する「公務給付」と活動中以外の「一般給付」を実施しました。

令和6年度の給付状況

種類	件数	金額(円)
公務死亡弔慰金	3	550,000
公務傷害見舞金	289	9,950,000
公務疾病見舞金	4	200,000
公務給付金小計	296	10,700,000

一般死亡弔慰金	651	19,530,000
一般配偶者死亡弔慰金	1,187	11,870,000
一般傷病見舞金	3,553	34,678,000
一般災害見舞金	483	32,050,000
一般退任慰労金	2,381	9,837,000
一般給付金小計	8,255	107,965,000
給付金支出計	8,551	118,665,000

回開催して審査を行い、滋賀県に助成金を交付した。

②資料などの作成

- 機関紙『民生委員・児童委員のひろば』
- 『民生委員児童委員必携 第69集』
- 『2025年度版 民生委員・児童委員活動記録』

- ③ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議への協力（全国7ブロックへ総額335万円を助成）

(2) 地方共励事業の実施

- ①事業費の助成（64都道府県・指定都市に対し約1948万円）
 - ②指定民児協育成事業への助成（44都道府県・指定都市に対し約510万円）
 - ③相談に関する研修会への助成（35都道府県・指定都市に対し405万円）
- ※別途、67都道府県・指定都市民児協へ事務費助成金として約6964万円を送付した。

(3) 互助共励事業財政の見直し

①退任慰労金

「在任3年超える9年未満」への給付を廃止し、「在任15年以上」への給付を2000円減額することで、一律「在任

- 共励事業の実施**
- 委員活動の推進、研鑽に資する事業を、中央（全社協）と地方（都道府県・指定都市・市社協、民児協）で実施しました。
- 中央共励事業

- ①民児協活動強化推進事業の実施
- ・新規申請が2件あり、専門委員会を1

- 民生委員・児童委員活動保険への協力**
- ①保険料の一部負担
保険料の2分の1相当額（約8868万円）を負担（他は国庫補助）。
- ②事故防止のためのセミナーの開催
令和6年度はセミナーの開催申請なし。

9年以上への5000円の給付とする。
(令和10年一斉改選に伴う11月30日退任者より適用)
現行の下限給付額3万円を2万円へ1万5000円に変更する。（令和7年4月1日より適用）

令和6年度全国民生委員互助共励事業決算概要

収入の部	決算額
(1)会費収入	441,066,000円
(2)国庫補助金収入	10,848,000円
合計額(A)	451,914,000円

支出の部	決算額
(1)人件費支出・事務費	11,308,630円
(2)事業費支出	34,293,104円
(3)助成金支出	102,026,800円
(4)給付金支出	118,665,000円
(5)負担金支出	1,290,200円
(6)サービス区分間繰入金支出	122,347,287円
(7)民生委員退任慰労金積立支出	60,000,000円
支出計(B)	449,931,021円
(8)前期末繰越金(C)	469,641,767円
(9)当期末繰越金(A - B + C)	471,624,746円
当期末 運営資金積立預金	54,079,407円
当期末 退任慰労金積立預金	630,088,472円

注) 退任慰労金積立については、全国の委員が一斉に退任した場合に備える引当金としての性格に照らし、毎年度積立を行ない、8億円余りはつねに維持すべきものとしている。

令和8年度 社会福祉制度・予算・税制等に 関する要望の提出

令和7年5月22日、全民児連を含む20の構成団体からなる全社協・政策委員会（平田直之委員長）は、厚生労働大臣等に対し、令和8（2026）年度の社会福祉制度・予算・税制等に関する要望活動を実施しました。

要望では、「2040年」を見据え、国民の生活課題、福祉ニーズが複雑化・複合化しているなか、福祉人材の不足は、サービス提供基盤を揺るがす危機的状況にあり、人材確保対策が最重要課題となっていることを指摘し、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正、「福祉サービスの提供」を追加するなどの災害対策の強化のための法改正の動きを見据え、かかるべき財源に裏打ちされた全世代型社会保障の構築に向けた制度・施策の拡充、災害福祉支援の拡充を図ることを求めてています。

【重点要望】

制度・予算要望事項

1. 災害法制改正に伴う災害福祉支援の体制強化および財政支援の拡充
2. 福祉人材の確保・定着のための待遇改善と施策の拡充
3. 物価上昇等に対する確実かつ継続的な財政支援の実施
4. 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり等の関連施策の拡充
 - (1) 人口減少等に対応する各種福祉サービス提供体制の確保
 - (2) 民生委員・児童委員の活動環境整備、なりて確保のための国および自治体の取組強化
5. 超高齢社会に対応する施策の拡充

税制要望事項

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持
2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

【民生委員に関する重点要望事項の詳細】

- 民生委員・児童委員のなりて確保における、活動の負担軽減や環境整備等について、制度を所管する厚生労働省およびこども家庭庁にて十分に議論し、令

和7年12月の一斉改選もふまえた具体化を要望します。

- 民生委員・児童委員は、令和5年度実績で1人当たりの訪問活動は平均で年間145・3件におよび、直接訪問のみならず電話による連絡調整、資料作成など、個人負担となる経費が少なくありません。さらに近年の物価上昇により、ガソリン代・交通費等の負担は増加しており、民生委員・児童委員活動費の増額が必要です。加えて、民生委員・児童委員が安心して活動できるよう、長らく要望している活動保険の保険料の全額公費化（現在は国が1／2負担）の早期実現を要望します。
- 高齢者世帯の急増や住民の地域生活課題の多様化のなか、民生委員・児童委員の役割の多様化や期待の高まりに伴い、委員一人ひとりの力量の向上も不可欠です。研修機会の充実、弁護士等の専門家との連携ができる相談支援体制の構築、地区民児協の基盤強化のための事務局体制の充実など、国における財政支援とともに、自治体の主体的な対応に向けた働きかけの強化を要望します。

総務省「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査」の結果公表とその後の対応

令和7年3月28日、総務省行政評価局は、「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査結果」を公表しました。

調査は、求められる証明の内容や面識の有無によっては民生委員および住民の双方に負担となつているとの指摘を受けて、①国の法令・通知等に基づく証明事務で11の手続き、②地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務で9の手続きに対応して行われました。

①については、8つの手続きにおいて「他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず、民生委員により証明が行っていた事例」「公的書類等では事実確認ができない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていない事例」などが確認されました。②については、すべての手続きにおいて「民生委員による証明を求めない地方公共団体における主要な代替の確認方法」が確認されました。

①国の法令・通知等に基づく証明事務
(報告のあった8手続き)

- | No. | 行政手続名（所轄庁） |
|-----|---|
| 1 | 休眠抵当権抹消登記申請（法務省（民事局）） |
| 2 | 労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求（厚生労働省（労働基準局）） |
| 3 | 長期家族介護者の遺族による援護金支給請求（厚生労働省（労働基準局）） |
| 4 | 特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求（厚生労働省（労働基準局）） |
| 5 | 雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求（厚生労働省（職業安定局）） |
| 6 | 児童扶養手当受給申請（こども家庭庁（支援局）） |
| 7 | 特別児童扶養手当受給申請（厚生労働省（社会・援護局）） |
| 8 | 生活保護受給申請（厚生労働省（社会・援護局）） |

②地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務

- | No. | 行政手続名（所轄庁） |
|-----|-------------------------|
| 1 | り災証明書申請 |
| 2 | ひとり親家庭等医療費助成申請 |
| 3 | 保育所入所（教育・保育給付認定）申請 |
| 4 | 自動車税・軽自動車税減免申請 |
| 5 | 高等学校等授業料減免申請 |
| 6 | 就学手続（就学校の変更・区域外就学申請を含む） |
| 7 | 就学援助（学用品費・医療費・学校給食費等）申請 |
| 8 | 特別支援教育就学奨励費受給申請 |
| 9 | 公営住宅家賃減免申請 |

総務省は同日、行政手続を所管するこども家庭庁、法務省および厚生労働省に対し、証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずることを要請しました。

要請を受けて、3月31日にこども家庭庁

と厚生労働省は、事務連絡「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」を発出しました。

事務連絡では、民生委員に代わって自治体職員が証明を行う場合の具体的な実施方法等について、必ずしも訪問調査によらず、窓口での聞き取りや他部署への照会等によつて事実確認を行い証明することも考えられるとの見解を示しました。

同事務連絡では、他の市町村に民生委員等の証明を依頼する場合には、依頼先の市

町村において民生委員・児童委員による証明を行つていらない場合もあることから、受給資格者に対して円滑に適切な証明方法を案内できるよう事前に市町村間で連携・調整を行うことを呼びかけました。

また、4月23日にこども家庭庁と厚生労働省は、事務連絡「民生委員・児童委員による地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務の負担軽減に向けた事務の見直しについて」を発出しました。

事務連絡では、報告書内の見直し事例を参考に、各地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務を所管する関係部局・機関と連携して、民生委員による証明事務の廃止や運用の見直しの積極的な検討をするよう呼びかけました。

全民児連の動き

民生委員・児童委員活動保険について

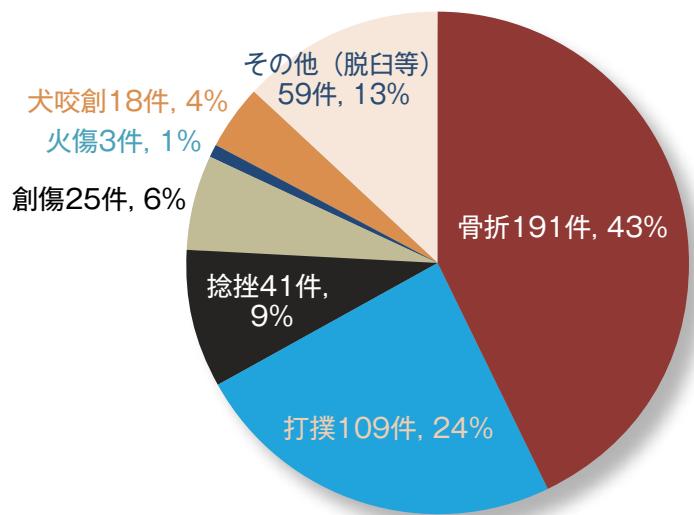
令和6年度の事故受付の状況

「民生委員・児童委員活動保険」は、平成26(2014)年度の創設から11年が経過しました。活動中の事故受付件数はコロナ禍の令和2~3年を除き概ね500件前後で推移していますが、令和6年度は461件の事故受付件数となっています(令和5年度545件)。

令和6年度の内訳は、委員本人の負傷事故446件、対物賠償9件、その他1件、対象外5件です。負傷の種類は、転倒などによる骨折が191件と最も多く、打撲、捻挫と続いています。

今後も、災害時などは、まずご自身と家族の身を守ることを第一に考え、訪問先、移動時の事故に十分注意いただくなど、一人ひとりが安全で無理のない活動を心がけ、事故を減らすことが大切です。『事故防止のためのヒント集』(令和6年1月)などを活用いただき、引き続き事故防止の注意喚起をお願いします。

令和6年度事故受付件数における委員本人の負傷区分の内訳(対象外5件を除く)



『View』No.235(令和7年3月14日発行)P.8、18~19に訂正等がありました。

P.8 母子家庭奨学金の開始年について

正 昭和49年	誤 昭和47年
---------	---------

P.18~19 令和6年秋の勲章・褒章受章者のご紹介 <追加>

阿部 登資郎さん(宮城県)	社会福祉功労以外	瑞宝単光章
竹中 ちづゑさん(岐阜県)	社会福祉功労以外	瑞宝単光章

ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連 で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励 で検索

単位民児協会長のための情報誌 View No.236

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：平井 庸元
- ▶ 発行日：令和7年7月16日

- ・本誌のタイトル「View(ビュー)」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
- ・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。